

内 行

平成31年2月12日

各 所 属 長 様

総 務 部 長

各行政手続における個人への押印義務付けの見直しについて（通知）

本市の行政手続における申請書等の氏名欄への押印状況について、各所属からの報告に基づき調査（平成30年5月に当初調査、同年12月に再調査）したところ、調査結果は下記のとおりでした。

については、今回調査の対象とした手続のうち、個人の署名（自己の氏名を手書き（自署）すること）がある場合にも押印を必要としているもの（以下「押印義務付け手続」という。）については、行政手続の簡素合理化の観点から、下記のとおり見直しを実施してください。

（行政管理課行革推進室）

記

1 調査結果

全体状況（別紙1）、所属別状況（別紙2）及び個別リスト（別紙3）

注 補助金申請・交付に必要な書類、契約書、入札・見積り・契約締結・契約代金の請求受領等に係るものは、今回の調査の対象外としている。

2 見直し事項

(1) 見直しの対象

押印義務付け手続のうち、個別リスト中の押印根拠が「市規則、要領、伺定め」「考え方」「根拠なし」のいずれかであるもの（別紙3で網掛けした行）

(2) 見直しの方針

個人の署名がある場合には、認印の押印を不要とすること。

【考え方】行政手続上、個人の意思確認や同一性担保の必要性から市民には署名や押印をしてもらっている。署名とは自らの氏名を手書き（自署）することであるが、当該署名が本当に本人によって自署されたものであるかは分からず、氏名欄に手書きされた氏名があれば、おそらく本人が自署したものであるであろうという推定が働くにすぎない。押印も同様で、印鑑登録制度により登録された印鑑である場合を除き、通常の認印（三文判やシャチハタ）は本人により押印されたかどうかは分からず、本人と同一姓又は同一名の印影があれば、おそらく本人が押印したであろうという推定が働くにすぎない。

①署名も押印も本人推定の蓋然性の問題であること、②署名については筆跡鑑定などの自署性の判別可能性があるのに比べ、押印については押印者の判別可能性がないこと、③多くの行政手続において、来庁者（手続を実際に行った者）への本人確認がなされていること等を踏まえると、行政手続の簡素合理化の観点から、個人の署名がある場合には認印の押印をさせない取扱いをすることが合理的である。※商慣習では、記名押印をもって署名に代えることができ（商法§32）、署名があれば押印は不要とされている。

(3) 見直しの方法

ア 根拠中に「押印が必要である」旨の規定がある場合

「押印が必要である」旨の規定を削る等の所要の改正を行い、押印を不要とする取扱いに切り替える。

イ 様式中の㊟マークを根拠としている場合

現様式のまま押印を不要とする取扱いに切り替える。

ウ 特に根拠となる規程又は様式を有さない場合

押印を不要とする取扱いに切り替える。

(4) 押印を不要とする取扱いの実施時期

平成31年4月1日からとするが、同日前に実施可能なものは適宜実施する。

市HP等で様式を掲載している場合には「署名があれば押印が不要である」旨の文言を追加し、窓口で様式を配布している場合には「署名があれば押印が不要である」旨の説明を加える等、適宜必要と思われる周知を行うこと。

3 その他

押印義務付け手続のうち、「法律」「政省令」「国通知、要領」「県規則、要領、伺定め」を押印の根拠としているものについても、当該根拠の趣旨、内容等を再確認し、当該根拠が押印の義務付けの意味を真に有しない場合には、2の見直しと合わせ、押印を不要とする取扱いを積極的に検討してください。

行革推進室

横山（3532）

【調査項目】 市民（個人）が手続を行う際に、自ら署名している場合に押印を必要としているかどうか

【申請に対する処分】

押印状況	件数	押印根拠							
		法律	政省令	国通知、要領	県規則、要領、伺定め	市条例	市規則、要領、伺定め	考え方	根拠なし
必要としている	243	7	66	1	4	1	83	11	70
必要としていない	316								
法人のみを想定した手続	76								
申請書等の提出書類がそもそもない	14								
状況不明	8								
	657								



【届出】

押印状況	件数	押印根拠							
		法律	政省令	国通知、要領	県規則、要領、伺定め	市条例	市規則、要領、伺定め	考え方	根拠なし
必要としている	178	3	62	0	2	0	47	3	61
必要としていない	300								
法人のみを想定した手続	55								
申請書等の提出書類がそもそもない	17								
状況不明	0								
	550								



【その他の手続】

押印状況	件数	押印根拠							
		法律	政省令	国通知、要領	県規則、要領、伺定め	市条例	市規則、要領、伺定め	考え方	根拠なし
必要としている	213	2	32	7	22	1	100	0	49
必要としていない	209								
法人のみを想定した手続	19								
申請書等の提出書類がそもそもない	0								
状況不明	3								
	444								



①申請に対する処分一覧

別紙3(サンプル)

No	所属	根拠法令等の名称	条項	処分等の内容	受付窓口	【個人の場合】	押印 根拠	押印必須の場合 押印を求めている根拠の名称 (特になければ空欄)
						署名がある場合の押印の 要否		
1	行政管理課	前橋市情報公開条例	9-1	行政情報の公開の決定又は非公開の決定	情報公開コーナー	不要		
2	行政管理課	地方公務員法	53	職員団体の登録	公平委員会事務局	法人想定		
3	危機管理室	災害弔慰金の支給等に関する条例	12	災害援護資金の貸付決定	危機管理室	必要	市規則、要領、伺定め	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則様式
4	危機管理室	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	12	災害援護資金の償還の支払猶予	危機管理室	必要	市規則、要領、伺定め	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則様式
5	危機管理室	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	13	災害援護資金の違約金の支払免除	危機管理室	必要	市規則、要領、伺定め	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則様式
6	危機管理室	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	14	災害援護資金の償還免除	危機管理室	必要	市規則、要領、伺定め	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則様式
7	情報政策課	前橋市個人情報保護条例	20-1.2	自己情報の開示又は非開示の決定	情報公開コーナー	不要		
8	情報政策課	前橋市個人情報保護条例	20-1.2	特定自己情報の開示又は非開示の決定	情報公開コーナー	不要		
9	情報政策課	前橋市個人情報保護条例	21-1	自己情報の訂正等をする又はしない決定	情報公開コーナー	不要		
10	情報政策課	前橋市個人情報保護条例	21-1	特定自己情報の訂正等をする又はしない決定	情報公開コーナー	不要		
11	情報政策課	前橋市個人情報保護条例	21-1	自己情報の消去をする又はしない決定	情報公開コーナー	不要		
12	情報政策課	前橋市個人情報保護条例	21-1	特定自己情報の消去をする又はしない決定	情報公開コーナー	不要		
13	情報政策課	前橋市個人情報保護条例	21-1	自己情報の目的外利用等の中止等をする又はしない決定	情報公開コーナー	不要		
14	情報政策課	前橋市個人情報保護条例	21-1	特定自己情報の目的外利用等の中止等をする又はしない決定	情報公開コーナー	不要		
15	資産経営課	地方自治法	238の4-7	行政財産の目的外使用の許可	資産経営課	法人想定	市規則、要領、伺定め	前橋市財務規則第196条
16	資産経営課	前橋市庁舎構内等駐車場使用料条例	6	使用料の減免	資産経営課	必要	市規則、要領、伺定め	前橋市庁舎構内等駐車場管理規則様式第4号
17	資産経営課	前橋市庁舎構内等駐車場使用料条例	7	使用料の還付	資産経営課	必要	市規則、要領、伺定め	前橋市庁舎構内等駐車場管理規則様式第5号
18	資産経営課	前橋市庁舎管理規則	3	陳情等での庁舎への立入許可	資産経営課	法人想定		
19	資産経営課	前橋市庁舎管理規則	4	行商等の許可	資産経営課	法人想定		
20	資産経営課	前橋市庁舎管理規則	5	時間外の庁舎への立入許可	資産経営課	不要		
21	資産経営課	前橋市庁舎管理規則	6	掲示の許可	資産経営課	法人想定		
22	資産経営課	前橋市庁舎管理規則	3の2	共進会等の構内使用の承認	資産経営課	法人想定		
23	市民課	前橋市斎場条例	5-1	斎場、霊きゅう車の利用許可	斎場	提出書類なし		